

小牧岩倉衛生組合工事指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧岩倉衛生組合工事指名審査会（以下「審査会」という。）における業者の指名選定の方法を定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は次のとおりとする。

- (1) 土木工事等
- (2) 建築工事等
- (3) 測量、調査、設計及び監理業務委託

(発注基準)

第3条 小牧岩倉衛生組合工事請負業者格付要領により決定された各等級別の発注基準は、別表第1のとおりとする。

(選定基準)

第4条 業者を指名選定しようとするときは、発注工事の種類に対応する許可業種でなければならない。

- 2 一般土木工事以外の工事で当該発注工事の内容が、技術その他の理由により土木事業者への発注が適当と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、その工事を一般土木工事とすることができる。
- 3 指名業者は、前条に定める発注基準等級に対応する等級に格付された業者の中から選定するものとする。ただし、必要のある場合は、次に掲げる範囲において選定することができる。

名称	選定範囲
土木工事等	1等級上位又は1等級下位まで
建築工事等	(1) 管内に本店を有する者 上・下各3段まで (2) 管内に支店若しくは営業所等を有する者 上・下各2段まで 前2号以外の者 上位1段・下位2段まで
その他工事	1等級上位又は2等級下位まで

- 4 この基準中「1段」とは、等級の小区分をいう。
- 5 測量、調査、設計及び監理業務委託については、総合数値を勘案して選定するものとする。
- 6 指名業者の選定は、次の事項を留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 履行中の契約件数及び契約高
- (2) 履行中の工事及び業務の進捗状況
- (3) 履行実績（成績及び技術力）
- (4) 倒産又は不誠実な行為等に関する情報
（選定業者数）

第5条 選定する業者の数は、おおむね別表第2による。

2 測量、調査、設計及び監理を委託する場合の選定業者数は、おおむね別表第3による。

（選定基準の特例）

第6条 次の各号に定めるものは、等級にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等により緊急又は短期間で完了する必要がある工事
- (2) 特定の技術又は機械を必要とする工事
- (3) 特異工事

（随意契約業者の選定）

第7条 随意契約業者の選定は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適切な業者を選定するものとする。

（選定の内申）

第8条 指名業者の選定は、担当係長からの内申に基づいて審査するものとする。

（指名停止）

第9条 不誠実な行為をした業者について、その者の指名を一定期間停止するものとし、その期間は、審査会で決定するものとする。

（雑則）

第10条 この要領で定めるもののほか、必要事項は、審査会において定める。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 小牧岩倉衛生組合工事等指名業者選定要領(昭和60年7月1日制定)は廃止する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

等級		設 計 金 額 の 区 分			
		建築工事	建築設備工事	土木工事	その他
A	a	3 億円以上	2 億円以上	1 億 5,000 万円以上	2,000 万円以上
	b	2 億円以上 3 億円未満	8,000 万円以上 2 億円未満		
B	a	1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	4,000 万円以上 8,000 万円未満	3,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	800 万円以上 2,000 万円未満
	b	8,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	1,500 万円以上 4,000 万円未満		
C	a	5,000 万円以上 8,000 万円未満	600 万円以上 1,500 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	400 万円以上 800 万円未満
	b	3,000 万円以上 5,000 万円未満	400 万円以上 600 万円未満		
D	a	1,500 万円以上 3,000 万円未満	300 万円以上 400 万円未満	1,000 万円未満	400 万円未満
	b	1,500 万円未満	300 万円未満		

別表 2 (第 3 条関係)

設計金額の区分	選 定 業 者 数			
	建築工事	建築設備工事	土木工事	その他
5 億円以上	15 人以上	12 人以上	15 人以上	12 人以上
3 億円以上	12 人～15 人		12 人～15 人	
1 億円以上	10 人～12 人		10 人～12 人	
5,000 万円以上	7 人～10 人	8 人～12 人	7 人～10 人	8 人～12 人
2,000 万円以上	6 人～8 人	5 人～7 人	6 人～8 人	5 人～7 人
500 万円以上	5 人～7 人	5 人～6 人	5 人～7 人	5 人～6 人
130 万円を超えるもの	5 人以上	5 人以上	5 人以上	5 人以上
130 万円以下	3 人以上	3 人以上	3 人以上	3 人以上

別表 3 (第 5 条関係)

設計金額の区分	選定業者数
50 万円を超えるもの	5 人以上
50 万円以下	3 人以上